

奈良県家畜保健衛生所・薬事研究センター再編整備基本計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

奈良県家畜保健衛生所・薬事研究センター再編整備基本計画策定業務

2. 適用範囲

本仕様書は、「奈良県家畜保健衛生所・薬事研究センター再編整備基本計画策定業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

3. 業務の目的

家畜保健衛生所は、業務第一課（大和郡山市）、業務第二課（御所市）ともに建築から50年以上が経過し、老朽化や耐震性の不足により改修等の対応が必要な状況にある。また、汚染エリアと清浄エリアとの分離が不十分で、施設のバイオセキュリティ向上が課題となっている。

このような状況を踏まえ、業務の効率化及び県有施設の総量最適化を図る観点から、業務第一課及び業務第二課を1か所に統合する方向で検討を行った。その結果、隣接する県有地等の活用により増築・拡張が可能な業務第二課において再整備する方針とした。

一方、薬事研究センターにおいては、旧庁舎（御所市）の老朽化及び耐震性の不足により、令和2年から桜井市等の仮移転先において分散して業務を継続している。このため、製薬企業にとって不便が生じているほか、使用できる機器が制限されるなど、機能が十分に発揮できていない状況にある。

これらに加え、御所市及びその周辺に製薬産業が集積している状況も踏まえ、薬事研究センターの再整備を検討してきたところであり、御所市内で家畜保健衛生所の再編整備にあわせ、当該地で合築により整備を進めることとした。

本業務は、家畜保健衛生所及び薬事研究センターの再編整備について、施設の整備に必要な諸条件の検討を踏まえ、「奈良県家畜保健衛生所・薬事研究センター再編整備基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定するものである。

4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5. 建設概要

(1) 敷地条件

建設候補地	御所市南十三152-1、158-1 他 取得予定地6筆を含めた計8筆	御所市東辻92 他 取得予定地3筆を含めた計4筆
敷地面積	約6,200㎡	約2,800㎡
都市計画区域	市街化区域	
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率60% 容積率200%）	
防火地域	無し（建築基準法第22条区域）	
日影規制	有り	
高度地区	高さ制限15m	
その他の規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域：想定最大浸水深 0.5～3.0m未満 ・ 土砂災害警戒区域：無し ・ 地中障害物：敷地内に既存埋設水路管（吉野川分水の送水管 φ700）あり 	

(2) 整備予定施設及び室構成

①家畜保健衛生所は、奈良県家畜保健衛生所整備基本構想を基に原則以下のとおりとすること。

施設名	室名	
業務施設	事務室（所長スペース含む） 会議室、研修室 書庫、倉庫 給湯室 機械室 防疫準備室 検体処理室 病理検査室 FA 検査室 細菌検査室 ウイルス検査室 孵卵室	生化学検査室 BSE 検査室 一般検査室 感染実験室 検体保管室 洗浄室 薬品室 資料室 検査受付 洗濯室 ピロティ エレベーター
付帯施設①（解剖・焼却施設）	焼却炉 解剖準備室 解剖室 BSE 採材室	死体冷蔵庫 冷凍室 排水処理室 車両消毒槽
付帯施設②（いのしし関連施設）	いのしし専用車庫 いのしし専用検査室	採材室 いのしし死体冷蔵庫
付帯施設③（倉庫等）	前室、洗濯室	
付帯施設④（資材倉庫）	資材備蓄庫	
付帯施設⑤（車庫）	車庫	
その他、更衣室・シャワー室・トイレ（バリアフリートイレ含む）等を適宜計画すること。		

②薬事研究センターは、既存施設を参考とし、以下の各室の要否について発注者との打合わせ協議等をふまえて検討すること。

施設名		室名	
業務施設	事務所エリア	事務室（2室）、応接室 講堂	会議室 図書室
	試験エリア	バイオ機器室 暗室（2室） 微生物試験室（2室） 微生物試験室前室 製剤指導室（2室） 超精密機器室 恒温機器室（2室）	実験室（2室） 天秤室兼機器室（2室） 化学試験室 物品庫 薬品庫（2室） 低温保管室 非常用シャワー室
付帯施設①		ボンベ室（可燃用・不燃用）	
付帯施設②		中和処理装置	
付帯施設③		薬草園	
その他、更衣室・シャワー室・トイレ（バリアフリートイレ含む）等を適宜計画すること。			

（3）既存施設の状況

○家畜保健衛生所 業務第一課（大和郡山市筒井町600-3）

敷地面積 2,679.07㎡ / 建築面積 808.53㎡ / 延面積 1,176.21㎡

本館、生化学病性鑑定室、解剖室、焼却炉、いのしし検査室、旧宿舍、車庫 等

○家畜保健衛生所 業務第二課（御所市南十三152-1）

敷地面積 2,330.41㎡ / 建築面積 628.56㎡ / 延面積 911.47㎡

本館、研修施設、車庫及び倉庫、死亡牛処理棟、死亡牛冷蔵庫、焼却炉 等

○薬事研究センター 旧庁舎（御所市605-10）

敷地面積 4,077.3㎡ / 建築面積 416㎡ / 延面積 764㎡

化学試験室，天秤室兼機器室，高温機器室，超精密機器室，薬用植物見本園 等

6. 業務内容

以下の項目について検討、資料作成等を行い、基本計画書（概要版を含む）を具体的に立案・作成すること。

（1）与条件の整理

- ・再編整備に係る関係法令、基準、条例等の規制条件を調査し、与条件として整理すること。
- ・敷地条件（位置、地形、周辺環境等）を調査し、計画条件として整理すること。
- ・上水道、下水道、電力、通信等のインフラの整備状況及び供給条件を調査し、必要容量の概略検討並びに接続可否及び課題の整理を行うこと。
- ・「奈良県家畜保健衛生所整備基本構想」を基に検討すること。
- ・必要に応じて関係機関等との協議を行い、打合せ記録簿を作成すること。

（2）施設規模及び室構成の検討

- ・ 5(2)②に示す薬事研究センターの各室について、既存施設を参考とし、想定される試験・実験等の内容を踏まえ、必要な機能及び室数等を検討すること。
- ・ 5(2)①及び②に示す各室のうち、重複する室（会議室等）については、使用頻度や効率性を考慮して統合の可否についても検討し、計画すること。
- ・ 各室の必要面積を、発注者の要望、職員及び利用者の想定人数、他府県等の類似施設を踏まえて設定し、施設規模の概略を整理すること。

(3) ゾーニング図及び動線計画の作成

- ・ 敷地におけるゾーニング図を作成すること。
- ・ ダーティゾーン（汚染域）及びクリーンゾーン（清浄域）の区分を考慮し、交差汚染防止の観点からゾーニングを検討すること。
- ・ 建物内外および敷地内外における人・車両・家畜・物流等の動線の考え方を整理し、安全性及び効率性に配慮した動線計画を作成すること。
- ・ 薬事研究センターについては施設の特性を考慮して次の事項を検討すること。
 - ①事務所エリアと試験エリアは隔壁等により区分し、試験エリアについては入退室管理及び防犯設備を含むセキュリティ計画を検討すること。
 - ②清浄度を保持する必要性がある室は、ダーティゾーン（汚染域）と十分に区分されたゾーニング及び動線とすること。
 - ③薬品庫や低温保管室等の、高いセキュリティが求められる物品を扱う室は、防犯対策及びセキュリティ計画を検討すること。

(4) 施設配置計画、造成計画、建築計画及び設備計画の検討

上記（1）～（3）で設定した要件を満たす施設配置計画、造成計画、建築計画及び設備計画を作成すること。

<施設配置計画>

- ・ 建物配置、駐車場、外構等を含めた敷地全体の配置計画を2～3案検討すること。
- ・ 家畜保健衛生所及び薬事研究センターの機能、連携及び動線並びに敷地条件（形状、高低差、周辺環境、既存施設の状況等）を踏まえ、合理的かつ効率的な配置とすること。

<造成計画>

- ・ 敷地条件（形状、高低差、地盤状況、想定最大浸水深等）を考慮し、奈良県建築基準法施行条例第3条（がけに近接する建築物）なども踏まえた計画とすること。

<建築計画>

- ・ 施設配置計画及び造成計画の検討結果を踏まえて、各室の配置計画を2～3案検討し、各案について概略平面図を作成すること。
- ・ 採光、通風、騒音、臭気、景観等の周辺環境に配慮した計画とすること。
- ・ 想定最大浸水深等を踏まえた計画とするとともに、調整池等の雨水流出抑制施設の必要性、下流側水路の状況及び貯留量・放流量について検討すること。
- ・ 各室の使用方法に応じて、必要な什器及び備品等を整理すること。
- ・ 家畜保健衛生所の各検査室については、バイオセーフティ基準（BSL 区分）に適合した検査室を計画すること。
- ・ 薬事研究センターについては、施設の特性を考慮して、次の事項を検討すること。
 - ①化学実験等を行う各室については、防災・防火性能及び安全性を確保する観点から、必要となる構造及び安全設備（特殊消火設備、ドラフト（局所排気装置）等）に関する基本的な考え方を整理すること。
 - ②放射性物質を取り扱う諸室については、原子力規制関係法令その他の関係法令等に適

合した建築・設備計画とすること。

③各室に求められる室内環境条件（清浄度、振動・温度条件等）を考慮した計画とすること。

④重量物機器を設置する各室について、その設置を前提とした必要耐荷重及び仕様を検討すること。

<設備計画>

- ・建物用途、規模、運用条件、室別用途、実験機能等に基づき、空調、換気、電気、給排水、昇降機、情報通信、照明、消火、防災・防犯等の各設備の基本方針を検討すること。
- ・機械室、電気室、シャフト、屋上機器スペース等の概略規模を算定し、階高及びゾーニング等の建築計画に影響を与える要件を整理の上、計画すること。
- ・概算事業費算定に用いる設備工事費の前提条件を整理すること。
- ・家畜保健衛生所の各検査室については、バイオセーフティ基準（BSL 区分）の適合に必要な設備機器等を計画すること。
- ・薬事研究センターについては、施設の特性を考慮して、必要となる特殊設備の種類（照明設備、水洗設備、ドラフト（局所排気装置）、特殊消火設備、高セキュリティ設備等）及び水準について整理すること。

(5) パース図の作成

- ・家畜保健衛生所及び薬事研究センターの鳥瞰、外観及び内観が把握できるイメージパースを作成すること。
- ・鳥瞰図については、敷地全体の施設配置計画が把握できるものを1枚作成すること。
- ・外観については、異なる視点による2枚以上のパースを作成すること。
- ・内観については、家畜保健衛生所及び薬事研究センターの各フロアにおける主要な諸室が把握できるパースを計4枚以上作成すること。

(6) 脱炭素化の検討

- ・ZEB Ready 以上の実現に向け、高断熱化、日射遮蔽、自然エネルギーの利用、高効率機器の導入等による省エネルギー化の手法や、太陽光発電、雨水利用設備等の再生可能エネルギー利用を検討すること。
- ・同種及び類似施設等の脱炭素化の動向を調査した上で、イニシャルコストおよびライフサイクルコスト等を踏まえ、ZEB 化による掛かり増し概算費用を算出すること。

(7) 構造・木質化の検討

- ・地盤条件、想定最大浸水深等を踏まえ、本施設に求められる耐震性能、耐久性及び安全性等を整理すること。
- ・薬事研究センターについては、重量物機器の設置を前提として、必要な床荷重等の整理を行うこと。
- ・すべての施設の構造種別について、木造を含めた比較検討を行い、適切な構造を計画すること。
- ・すべての施設について、木質化を検討すること。

(8) 概算事業費の検討

- ・検討内容に基づき、整備工事費、調査費、設計費等の事業費及び備品購入費を概算すること。
- ・ライフサイクルコスト、維持管理費の縮減も考慮して算出すること。

(9) 事業手法の検討

- ・再編整備の目的、施設特性及びスケジュール等を踏まえ、従来方式、PPP/PFI方式

等について比較検討を行い、最適な事業手法を提案すること。

- ・PPP／PFI方式導入時に当たっては、官民の役割分担及び主なリスク分担について基本的な考え方を整理すること。

(10) 住民説明会向け資料の作成

- ・本事業の内容について地域住民の理解促進を図るため、住民説明会に使用する資料を作成すること。
- ・資料は、専門的内容を平易に表現し、図表等を活用した視覚的に分かりやすい構成とすること。
- ・周辺環境への影響及びその対策（騒音、臭気、交通、安全等）について分かりやすく整理すること。

(11) 事業スケジュールの検討

- ・事業手法の検討結果を踏まえ、本事業の基本計画策定から設計、施工、供用開始に至るまでの最適な事業スケジュールを検討すること。
- ・家畜保健衛生所及び薬事研究センターの整備について、一体整備及び段階的整備の可能性を整理し、それぞれのスケジュール案を検討すること。
- ・既存施設の解体及び機能の残置の考え方を整理し、必要に応じて既存施設を使用しながらの施工について検討すること。
- ・敷地条件を踏まえ、造成設計及び造成工事を含めた施工手順を整理するとともに、造成工事及び建築工事の工程調整を行い、効率的な施工順序を検討すること。
- ・各工程（造成設計、造成工事、基本設計、実施設計、旧施設解体、建築工事、設備導入、供用開始準備等）の期間を設定し、実現可能な工程計画とすること。
- ・関係機関との協議、許認可手続等に要する期間を適切に見込むこと。

(12) 今後想定される課題の整理及び解決案の提案

- ・本業務の内容を踏まえ、今後事業実施までに想定される課題を整理するとともに、当該課題に対する解決案を提案すること。

(13) その他

(1) から (12) に掲げるもののほか、本業務の目的達成のために必要又は有益と認められる内容の検討を行うこと。

7. 成果物、納品方法

次のとおり成果物を作成し納品すること。

(1) 成果物

①基本計画書

A4・簡易製本・両面カラー印刷を5部提出すること。

②基本計画書（概要版）

A4又はA3・簡易製本・片面カラー印刷を5部提出すること。

③概算事業費

④業務報告書

本業務で作成したすべての資料（打合せ協議記録を含む）を、検討経緯が分かるように整理し、提出すること。

⑤検討資料

本業務に関する資料等は、関連する業務内容が分かるように整理し、提出すること。

⑥その他発注者が指示した資料

(2) 納品形式

上記①～⑤を電子データ形式 (Word、Excel、PowerPoint、JPEG、CAD(JWW)等、一般的に使用及び編集が可能な形式) で電子媒体に保存し、委託業務名を明記して提出すること。また、製本した成果物の体裁を PDF 形式に整理・変換したファイルも併せて提出すること。

電子媒体 (CD-R 等) は 2 部とし、正・副各 1 部とすること。なお、いずれも業務報告書に綴じ込むこと。

(3) 中間報告

令和 8 年 9 月 1 8 日までに、予算要求に必要な資料 (概算事業費、建物規模及び構造等) について、中間報告を提出すること。

(4) 納品期限

①成果物 令和 9 年 3 月 1 9 日まで

②中間報告 令和 8 年 9 月 1 8 日まで

(5) 納品場所

奈良県食農部畜産課まで持参すること。

(6) その他

必要に応じて県及び受注者の了解のうえ、成果物の内容を変更できるものとする。

8. 打合せ協議等

- ・受注者は本業務の内容及び範囲について、県と十分打合せを行うこと。
- ・本業務に関する打合せ協議は、適宜行うこと。なお、業務遂行上、別途協議が必要と判断された場合には、県との協議により適宜打合せの場を設けること。
- ・本業務に関する打合せ内容は、速やかに議事録を作成し、相互確認のうえ、提出すること。
- ・業務中に発生する簡易な質疑応答は打合せ回数には含まないものとするが、議事録を作成すること。
- ・打合せ方法については、対面形式ほか Web 会議等も可能とする。
- ・本業務は、発注者の奈良県食農部畜産課の指示に従うこと。

9. 業務計画書の提出

(1) 受注者は、契約締結後 1 4 日以内に業務計画書を作成の上、奈良県食農部畜産課に提出して承認を受けなければならない。

(2) 業務計画書には次の事項を記載する。

①本業務の検討内容

②業務詳細工程

③業務実施体制

④管理技術者、担当技術者の氏名及び役割分担

⑤打合せ計画

⑥その他県が必要とする事項

(3) (2) に定める事項について、追加又は変更が生じた場合は、速やかに文書で提出し、県の承認を受けること。

10. 業務員資格要件

- ・本業務の履行に当たり、管理技術者、担当技術者及び照査技術者の資格については、次の表のとおりとする (表中の数字は、備考欄の各項に掲げる資格要件)。

- ・管理技術者及び照査技術者はそれぞれ1名配置すること。
- ・担当技術者は、1名を超えて3名まで配置することができる。ただし、1名は次の表の資格要件を満たすこと。
- ・担当技術者は、管理技術者及び照査技術者との兼務は不可とする。

	管理技術者	担当技術者	照査技術者
建設コンサルタント	1から4までのいずれか	5	1から5までのいずれか
建築士事務所	5	1から4までのいずれか	

備考

- 1 技術士(総合技術管理部門(建設))の「都市及び地方計画」
- 2 技術士(建設部門)の「都市及び地方計画」
- 3 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当する者の「都市計画及び地方計画」
- 4 シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の「都市計画及び地方計画」
- 5 一級建築士

11. 照査

業務の主要な区切り及び成果品の納入前に、照査技術者による照査を行うこと。

12. 実施要件

- ・本業務の実施に当たっては、本仕様書に明示の無い事項であっても、本業務に当然に必要なとなる事項については、県の要請に応じて受注者が誠実に対応すること。
- ・本業務に用いる諸基準については、直近のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分に注意を払うこと。
- ・本業務の履行に関して必要とする人件費以外の経費（印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、受注者において予め仕様を見込む特許権等の使用に係る費用等）は、本仕様書に明記のないものであっても本業務委託料に含むこととする。
- ・本業務実施体制について、配置予定技術者は県と密に連絡できる体制をとらなければならない。
- ・本業務の遂行上必要な既往の調査・資料等は貸与する。受注者は貸与された調査・資料等を業務完了後、速やかに県に返還しなければならない。
- ・成果品は、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は双方合意に基づき委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- ・計画の策定に当たって必要となる資料がある場合は、県と調整し、貸与等の手続きを行うこと。また、本業務が完了したときは、貸与された資料等を直ちに返還するものとする。
- ・受注者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- ・成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、県に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。
- ・その他本業務に際し疑義が生じた場合は、奈良県食農部畜産課と協議し、その指示に従わ

なければならない。

13. その他

- ・打合せ等を実施する際に県が来訪を求める場合は、この求めに応じて来訪すること。
- ・本業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受注者が協議して決定すること。
- ・別紙「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティに係る特記事項」「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

(別紙1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を

甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

- 2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。
- 3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

(別紙2)

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に以下の事項については留意すること。

(認定・認証制度の適用)

- 第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策が確保されていること。
2 ISO/IEC 27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合は明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

- 第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること。)

(再委託先の情報セキュリティ)

- 第3 個人情報等を取り扱う業務を再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること。
2 ISO/IEC 27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合は明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

- 第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。
・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。
・機微な情報を送信するときは暗号化すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

- 第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。
2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

- 第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

- 第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。但し、契約期間内に、契約満了後も同事業を継続して契約することが見込まれる場合はこの限りでない。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。

(別紙3)

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。